

第4回
京都市バス・地下鉄事業経営健全化
有識者会議資料



平成21年7月
京都市交通局

◎これまでの会議について

第 1 回会議（平成21年 1月29日開催）

地下鉄，市バスの次期経営健全化計画案（骨子）の説明と質疑

第 2 回会議（平成21年 2月18日開催）

地下鉄事業の経営健全化について、「収入増加策」，「コスト削減策」，「一般会計の支援と国への要望」の3つの論点から作成した資料について議論

第 3 回会議（平成21年 3月30日開催）

- ① 第2回会議での意見を踏まえて，追加作成した資料の説明，審議
- ② 市バス事業の経営健全化「収入増加策」，「コスト削減策」，「一般会計からの補助金」の3つの論点から作成した資料について議論

第1回会議

地下鉄・市バス事業の経営健全化計画案の説明と質疑

京都市高速鉄道事業経営健全化計画案（骨子）

主な内容

- ・ 地下鉄事業の概要
- ・ これまでの経営健全化の取組
- ・ 主な健全化策（収入増加策,コスト削減策,一般会計の支援と国への要望）
- ・ 制度拡充の国への要望
- ・ 健全化実施前後の不良債務の将来見通し

京都市自動車運送事業経営健全化計画案（骨子）

主な内容

- ・ 市バス事業の概要
- ・ これまでの経営健全化の取組
- ・ 主な健全化策（収入増加策, コスト削減策, 一般会計からの補助金）
- ・ 健全化実施前後の収支見通し

第1回会議の主な意見

① 収入増加策

- ・ 地下鉄沿線における施設整備や誘致など、地下鉄を活用した都市経営の視点から、市全体の問題として検討することが重要
- ・ 京都の良さをもっとPRし、京都の魅力を活用したモデルルートの設定、広報すること等により潜在的利用を発掘
- ・ 京都が持っている地下鉄沿線の既存の都市ストック（施設）の有効活用
- ・ 都市の魅力向上により人口増を図ることが必要

② 地下鉄の建設費返済

- ・ 利息を過大に払いすぎている。
- ・ 利子を払い続けられる体力があるなら、民間事業者のように元金の償還は先送りをしてよいのではないか。
- ・ 地下鉄は巨大なインフラであり、運賃収入のみで短期的に不良債務を解消することは困難。一時的に一般会計から資金を入れて赤字分を圧縮することも検討すべき。

③ その他

- ・ 安心・安全なサービスを提供する交通事業においては、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の視点が重要である。
- ・ 地下鉄駅を起点にしたバス路線再編の検討など、地下鉄と市バスがもっと有機的に連携する取組が必要

第2回会議 地下鉄事業の経営健全化について議論

論点1 収入増加策

- ポイント① お客様数を大幅に増加させるためには？
- ポイント② 達成すべきお客様数の目標は？
- ポイント③ 今後の駅ナカビジネス拡大方法は？
- ポイント④ 運賃改定の必要性は？

論点2 コスト削減策

- ポイント① いかにして、コストを削減していくのか？
- ポイント② 金利（利息）負担の軽減策は？見通しは？

論点3 一般会計の支援と国への要望

- ポイント① 資本費負担軽減のため、国への制度要望はどうするのか？
- ポイント② 更なる金利負担の軽減策と国への働きかけは？
- ポイント③ その他国制度の要望の取組はいかにするのか？

第2回会議の主な意見

① 収入増加策

- ・ 運賃改定に当たっては、利用者に対する十分な説明が必要
- ・ 増収を図るためには、地下鉄と市バスの一体的な検討が不可欠
- ・ パーク&ライドの積極的な展開
- ・ 全市的な方針として、マイカー抑制を明確にし、そのための交通システムを打ち出すことが必要

② コスト削減策

- ・ 借入金については、できるだけ低金利のものに借り換えることが必要
- ・ 人員削減などの交通局の努力と金利負担の軽減は、次元の違う話であり、切り分けて議論すべきである。

③ 一般会計の支援と国への要望など

- ・ 経営健全化出資制度の延長は不可欠
- ・ 一般会計からの更なる支援の前提として、市民理解を得るため地下鉄事業の現状や必要性などについての十分な説明が必要
- ・ 不良債務の抑制策として、元金償還の繰延措置を拡充することが必要であり、そのために償却期間の延長などを求めていくべき。
- ・ 諸外国の例にならって、市内中心部に車を乗入れる際の課金（ロードプライシング）などの財源確保を検討することも必要

第3回会議（その1）

① 第2回会議での意見を踏まえ追加作成した資料についての説明と審議

前回の運賃改定と旅客数

各都市地下鉄事業者とのコスト等の比較（平成18年度）

他都市とは異なる事情で発生する主な費用

各健全化策の実施による効果

不良債務推移の要因

第3回会議の主な意見（その1）

① 収入増加策

- ・ 増収を図るためには、地下鉄と市バスの一体的な検討が不可欠。その増収策による効果の試算も必要
- ・ 運賃改定が旅客減につながる可能性がないかについて検討が必要

② コスト削減策

- ・ 施設の維持経費については、その内容を詳しく分析し、コスト削減につなげるべき。
- ・ 健全化の推進には、資本低減を検討する「金融チーム」と増収増客などを検討する「交通チーム」に分けて、それぞれの視点から問題を整理していくべき。

③ 一般会計の支援と国への要望

- ・ 道路特定財源が一般財源化されたことを踏まえ、公共交通優先のまちづくりの柱となる地下鉄事業の経営安定のために、その活用を検討することが必要
- ・ 国への要望、市民への説明にあたっては、景観に配慮して都市中心部で高速道路による渋滞緩和を選択しえなかった京都市の特性を説明し、京都を支える都市装置としての地下鉄の必要性等の理解を求めていくことが必要

第3回会議（その2）

② 市バス事業の経営健全化について議論

論点1 収入増加策

ポイント① 今後の旅客数の目標設定は？

ポイント② 旅客増対策として何をすべきか？

論点2 コスト削減策

ポイント① 更なるコスト削減策は？

ポイント② 「管理の受委託」の今後の進め方は？

論点3 一般会計からの補助金

ポイント① 累積赤字の解消と一般会計補助金削減の優先度は？

ポイント② 生活支援路線補助金と市バスの購入費に対する補助金の今後のあり方は？

第3回会議の主な意見（その2）

① 収入増加策

- ・ 警察等と連携したバス専用レーンの徹底など、定時性の確保が最大のポイント
- ・ 目的地までの所用時間の情報提供による増客
- ・ 黒字路線をより黒字にできる策を実施すべき。
- ・ 交通局の運転士の接客サービスは以前に比べ改善されているが、更なる利用者増のためには、より一層のサービス品質の向上を図るべき。

② コスト削減策

- ・ 管理の受委託は、営業所ごとで実施し、管理コストの削減を図るべき。
- ・ 管理の受委託の拡大については、今後の状況の推移を注視しながら、様々な観点から検討すべき。

◎中間提言案の構成（その１）

1 はじめに

- ① 京都市の特徴
 - ・ 「歴史都市・文化都市」, 「観光都市」, 「ものづくり都市」など
- ② モータリゼーションの進展による交通混雑の克服
 - ・ 伝統的な町並みの保全と景観を活かしたまちの創造が使命
 - ・ 慢性的な交通混雑の克服のため, 巨額の経費を投入して地下鉄を整備し, バスとのネットワークを形成
- ③ 市バス・地下鉄事業の財政状況
 - ・ 地下鉄は, 全国一厳しい財政状況であり, いまや京都市最大の財政問題
 - ・ 市バスも120億円に上る不良債務の解消を図ることが必要
- ④ 公共交通優先のまちづくりにおける交通局の役割
 - ・ 市バス・地下鉄は, 市内交通ネットワークのリーダーとして, 重要な役割を担うため, 健全化の推進が至上命題
- ⑤ 市バス・地下鉄事業の今後の見通し
 - ・ 今日の状況はなお厳しいことから, 更に徹底した健全化努力を京都市を挙げて図ることが必要
 - ・ さらに, 京都市の努力のみでは健全化を見通せない危機的な状況にあることから抜本的な支援策を国に求めざるを得ない。
- ⑥ 中間提言案取りまとめについての考え方
 - ・ 有識者会議としての議論を三つの観点に分類
 - ・ 各委員の意見をできる限りもれなく記載

◎中間提言案の構成（その2）

2 具体的提言

(1) 交通局が取り組むべきもの

ア 地下鉄事業の経営健全化について

(ア) 収入増加策, (イ) コスト削減策

イ 市バス事業の経営健全化について

(ア) 収入増加策, (イ) コスト削減策

ウ 両事業で取り組むべき事項

(ア) ネットワーク機能の強化, (イ) 健全化策の検討手法

(2) 市民とともに市を挙げて取り組むもの

ア 都市構造や交通施策のあり方

イ 市民への意識付け, 市民に求めること

ウ 府警や関係機関に求めること

エ 一般会計の支援

オ 地下鉄の運賃制度

(3) 国への要望

ア 要望に際しての基本姿勢,

イ 長期的に要望していくもの

ウ 当面重点的に要望するもの

第4回会議での議論について

中間提言案について、
ご議論いただきます。

次期経営健全化計画策定までの流れ

平成20年12月

経営健全化計画案(骨子)の公表

有識者会議での審議
(21年1月～12月)

中間提言

市民意見募集
(20年12月～21年1月)

平成21年7月

経営健全化計画案の策定・公表

健全化項目の修正・追加

国と協議

9月市会

〔地方公共団体財政健全化法に基づく経営健全化団体に該当〕

個別外部監査の実施

平成22年2月

地方公共団体財政健全化法に基づく
経営健全化計画の策定・市会への付議

2月市会

市会議決

終

京都市交通局